

SGET岩泉ウインドファーム合同会社 「(仮称) 岩泉有芸風力発電事業」環境影響評価方法書に係る審査書

電気事業法46条の5の規定に基づき、平成29年7月18日付けでSGET岩泉ウインドファーム合同会社より届出された(仮称)岩泉有芸風力発電事業環境影響評価方法書の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1(2)⑤に基づく)は、以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 意見の概要及び事業者の見解 * 平成29年9月19日
- (2) 岩手県知事意見 * 平成29年12月20日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第19回) * 平成29年12月22日(1回目)
- (4) ①補足説明資料
②顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・岩手県知事意見で指摘されている事業実施区域周辺の植物の風衝荒廃について、裸地の分布の把握等の調査を検討願いたい。	・専門家の意見を聞き、調査や保全措置を検討する。

(1)～(4)の資料については、下記URLを参照。

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security.html#kankyo_furyoku

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、岩手県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。